

マージン率等の情報提供について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法第23条第5項）

に基づき、下記のとおり公開いたします。

令和2年6月1日付け 派遣労働者数	0人
令和2年6月1日付け 派遣先事業所数（実数）	0事業所
令和元年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額	0円（実績なし）
令和元年度 派遣労働者の賃金の額の平均額	0円（実績なし）
令和元年度 マージン率の平均	0%
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等	締結していない
派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	

キャリアアップに資する教育訓練

訓練名	内容	左記訓練の趣旨、目的、効果、目標等
新規採用者訓練	挨拶、言葉遣い、電話対応、メール等ビジネスマナー（1h） 対話を基に1対1で指導	派遣労働者が入社時に当社事務所内にて派遣元責任者が新規採用者訓練を講習します。就労経験の少ない派遣労働者の雇用を想定し、就労に必要な左記内容の基礎知識を付与することにより、日々の業務を円滑に行うことが可能となり、長期就労に結びつくと考えられる。
CADの操作訓練	【1日目】実務に繋がる簡単なコマンドの訓練（4h） パソコンを使用し1対1で従業員が修正作業ができるレベルの使い方を指導	派遣労働者が入社時に当社事務所内にて当社従業員がCADの操作訓練をします。即実践に繋がる操作を覚えてもらうことにより、周囲の環境に早く慣れてもらう。
	【2日目】実務レベルに合ったコマンドの訓練（4h） パソコンを使用し1対1で従業員が初めから作図できる使い方を指導	派遣労働者が入社1年経過時に当社事務所内にて当社従業員がCADの操作訓練をします。実務を経てより意欲を持って作業に励めるように、レベルアップな操作の習得を行う。
	【3日目】実務レベルより少しハイレベルな操作及び図面知識の講習（4h） パソコンを使用し1対1で従業員が2年目で指導した内容ができていないか確認	派遣労働者が入社2年経過時に当社事務所内にて当社従業員がCADの操作訓練をします。日々レベルで行う作業より1段上の、責任を持って作業を行える知識を身につけてもらう。それにより責任感を持って仕事に取り組むことができる。
	【4日目】1つの業務を担当するための操作及び図面知識の講習（4h） パソコンを使用し1対1で従業員が実務の内容を確認し指導	派遣労働者が入社3年経過時に当社事務所内にて当社従業員がCADの操作訓練をします。1つの業務を担当できるレベルに達することにより、売上及び工程管理に携われます。
専門ソフトの操作訓練	【1日目】実務に繋がる簡単なコマンドの訓練（4h） パソコンを使用し1対1で従業員が修正作業ができるレベルの使い方を指導	派遣労働者が入社時に当社事務所内にて当社従業員が専門ソフトの操作訓練をします。即実践に繋がる操作を覚えてもらうことにより、周囲の環境に早く慣れてもらう。
	【2日目】実務レベルに合ったコマンドの訓練（4h） パソコンを使用し1対1で従業員が材料入力ができるように指導	派遣労働者が入社1年経過時に当社事務所内にて当社従業員が専門ソフトの操作訓練をします。実務を経てより意欲を持って作業に励めるように、レベルアップな操作の習得を行う。
	【3日目】実務レベルより少しハイレベルな操作及び図面知識の講習（4h） パソコンを使用し1対1で従業員が機器入力ができるように指導	派遣労働者が入社2年経過時に当社事務所内にて当社従業員が専門ソフトの操作訓練をします。日々レベルで行う作業より1段上の、責任を持って作業を行える知識を身につけてもらう。それにより責任感を持って仕事に取り組むことができる。
	【4日目】1つの業務を担当するための操作及び図面知識の講習（4h） パソコンを使用し1対1で従業員が複合工を作成できるように指導	派遣労働者が入社3年経過時に当社事務所内にて当社従業員が専門ソフトの操作訓練をします。1つの業務を担当できるレベルに達することにより、売上及び工程管理に携われます。
リーダー就任訓練	【2日目】リーダーへの認識講習（4h） 1対1での面談方式	派遣労働者が入社1年経過時に当社事務所内にて派遣元責任者が、面談によりリーダーになる必要性を講義しより仕事に対する責任感を芽生えさせる。
	【3日目】リーダーへの適応講習（4h） 1対1での面談方式	派遣労働者が入社2年経過時に当社事務所内にて派遣元責任者が面談し、リーダーへの適応を判断し足りない点及び改善点を指摘します。そうすることでより能力を高めることができる。
	【4日目】リーダーへの自覚講習（4h） 1対1での面談方式	派遣労働者が入社3年経過時に当社事務所内にて派遣元責任者が講習し、よりリーダーに必要な知識を身につけることで管理職として就任させることができる。それにより、売上及び工程管理に携われます。

その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

社会保険、有給休暇、定期健康診断

事業所名
許可番号

株式会社 エンジニアツノダ
派27-302913